

26 貿情セ 調（経提）第20号
平成27年 3月31日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 風木課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿

写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

写) 安全保障貿易管理課 草刈係長殿

写) 安全保障貿易審査課 柴係長殿

写) 安全保障貿易審査課 高月係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
制度専門委員会 制度・手続分科会
主査 田中 利広

誓約書制度見直しに関する要望等

はじめに

平成24年度に添付書類通達等を中心に13の通達が統合され、新しく提出書類通達として改正されました。この提出書類通達は、単に通達を統合しただけでなく、内容的にも大幅な見直しが行なわれています。たとえば①事前同意が必要な場合を、実質需要者による再輸出とストック販売による再販売の2つの場合のみに限定したこと、②需要者の誓約書を様式化し、経済産業省から求められている旨を明確化するとともに、需要者が「注意事項」を理解した旨も明記したこと、③輸出者による誓約書を廃止し、事前同意手続は許可条件としたこと、④事前同意が不要となる場合を明記したこと等、輸出者にとってはQ&Aの充実もあり、大変わかりやすいものになったと考えています。

一方、3年たっただけで見えてきた課題もあります。以下に、それらについての改善や要望をまとめましたので、ご検討をお願いいたします。

1. 旧誓約書に係る事前同意手続きについて（旧誓約書の読み替え）

平成24年度の提出書類通達以前の通達に基づき取得した誓約書では、現在に至るも再移転・再販売（ストック販売を除く、以下同。）に係る事前同意手続きが必要となっています。

新たな提出書類通達に基づく誓約書を取得し直すことは制度上可能となっていますが、新旧両誓約書を既に提出している需要者に関しては、以下の理由により新誓約書を取得せずとも旧誓約書を読み替えることにより、再販売、再移転の際の事前同意を不要としていただくよう要望します。これにより、実効性を保ち

つつ、輸出者、需要者の負担が相当軽減されると考えます。

- 1) 新旧両誓約書による手続きを行っている需要者は、既に新誓約書制度に基づく輸出者からの注意事項の説明を受け、これを理解しているものと考えられること。
- 2) 個別案件ごとの管理が原則であるところ、需要者側では旧誓約書と新誓約書が案件ごとに混在しているため、一元的な誓約書の手続き管理が困難となっており、意図せざる事前同意手続ミスを誘因する可能性があると考えられ、これを防止すること。

すなわち輸出者Aが需要者Xから旧誓約書と新誓約書の両誓約書を受領している場合、旧誓約書を切換えず新誓約書に読み替えることにより新誓約書と同等の誓約内容が行われたものとみなし、Xは再輸出と最終需要者が確定していない再販売の場合のみ輸出者Aの事前同意を得るものとするよう認めていただきたく要望します。

なお、読替に際しては、輸出者から、読替の通知を需要者に送付し、その内容について了解をする旨の回答を需要者から入手することを条件とします。(添付1：通知書兼確認書参照)

2. 旧誓約書の一括切り替えについて

貴省において、1の方法では不十分と判断される場合の提案をいたします。

旧誓約書から新誓約書への切り替えについては、輸出者からの申請手続きが動き出しつつあると聞いております。しかしながら、その実態を見てみると、まだまだ切り替える必要がある件数は多く、切り替え手続きは遅々たるものであると思えます。(添付2：新誓約書への切替え潜在件数リスト(日本工作機械工業会提供)参照) 貨物等の耐用年数を考えると、自然に性能が満たさなくなる状態になるものを除いても、今後約10年間は、個別案件での新旧誓約書が混在する状態が続くものと予測されます。

このような状態では、需要者に悪意がなくとも、たとえば再移転、再販売が生じたときに、輸出者への事前同意手続が不要と錯覚することも懸念されます。こうした錯覚を誘因する状態を長期にわたって持続させることは、輸出者・需要者にとって、そして貴省にとっても好ましくはないと考えます。(添付3：旧誓約対象件数(A社、B社提供)参照)

そこで、切り替え促進の一案として、個別案件ごとに切り替えるのに加えて、一括して切り替える、すなわち需要者ごとに旧誓約書の一覧表を作成し、需要者に「記載の貨物については、以後再輸出とストック販売による再販売の場合のみ輸出者

(〇〇株式会社)の事前同意を得ることにいたします。」と宣言させることによって、再販売、再移転の際の事前同意を不要とさせ、これを貴省が「誓約書の変更に関する事前相談書」で承認する、という方法ができないか、ご検討いただきたくお願いいたします。需要者に宣言させることによって、十分誓約内容を理解していることも担保できると思われまし、この一括切り替えをすれば、官民ともに手続工数削減が図られます。

(添付4：誓約書の一括切り替え参照。)

なお、書類保存期間を過ぎた案件については、提出書類通達のⅢ1(1)及び2(2)の各(注7)が適用できますが、そうでない案件についても、たとえば輸出許可証の添付ではなく、許可番号の記載で可とするなど柔軟にご対応いただきたくお願いいたします。

3. 展示会への出品等のために積み戻し前提で輸出する場合の誓約書及び事前同意の取扱い

輸出者が展示会等への出品のため我が国に積み戻す前提で輸出する場合であっても、当該輸出者が誓約書を提出することが求められています。一方、積み戻しにおいては、許可条件に積み戻し報告が付されることとなります。しかるに、積み戻し条件を履行する他、輸出者が誓約書を提出することに特段の意味は無いように思われますので、当該誓約書の提出を不要としていただくよう要望します。

また、提出書類通達のⅢ1(2)の④で、「我が国又は・・・を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、・・・経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。」とあるので、予め我が国に積み戻すことが予定されている場合は、経済産業省の事前同意も不要であり、許可条件の履行だけで十分であると考えます。

4. 誓約書の署名者に関する要望

本件は、従前から要望事項として CISTEC より提出しているところ、今回改めて要望する次第です。

- 1) 提出書類通達の別記2の1①(ハ)では、誓約書の署名者は、「需要者等の代表者又は委任された者とする。」また、「代表者とは法人の代表権を有する者のことをいう。」と規定されています。

(なお、同通達の別記3-1の1、別記3-2の1では「貴社(あなた)の代表又は権限を与えられた者」と規定されています。)

- 2) 一方、外国では下記の例の如く署名者が規定されており、必ずしも日本の企業でいうところの代表者(代表権を有する者)でなければいけないとは記されて

いないように思われます。

(米国の例)

Responsible officials representing the ultimate consignee and purchaser must sign the statement. “Responsible official” is defined as someone with personal knowledge of the information included in the statement, and authority to bind the ultimate consignee or purchaser for whom they sign, and who has the power and authority to control the use and disposition of the licensed items. (EAR Part 748.11(c))

(英国の例)

The undertaking should be completed and signed by a person properly authorized by the end-user or stockist end-user to sign on their behalf (the responsible official).

(Department for Business, Innovation & Skills Guidance “End-user and stockist undertakings for SIELs and consignee undertakings for OIELs”)

3) また、我が国でも 2006 年頃までは、「代表権を有するかどうかの判断が困難な場合には、輸出契約の当事者、法人の購買（調達）責任者又は当該貨物が設置される工場長等当該貨物の輸入と密接に関わりがあり、かつ、管理責任を有すると認められる者である場合は、代表権を有する者と同等として取り扱うことがあります。」と CISTEC の Q&A に記載されていたところ、このような実情に沿った運用が、廃止されたことは残念であります。

4) 諸外国の需要者も組織・形態（省庁、公団、民間企業など）、また、規模も様々であり、いわゆる代表権を有する者の署名を取得することが困難なケースも想定されます。たとえば当該輸出契約の署名者や輸出貨物や提供技術を実際に管理する部門の責任者等の署名も代表者権を有する者に準じる取扱いとして認めていただくよう改めて要望します。

5. 誓約書の様式及び注意事項に中国語版を作成いただく件（要望）

現行の誓約書様式は和文と英文が貴省より提供されていますが、E/L 対象貨物等の輸出先として比較的多い中国の需要者向け（前述の添付 2 でも中国向けは約 50% の割合。）に中文の様式及び注意事項を設けて欲しいとの要望が出ております。

- 1) 現状では、和文、英文の理解困難な需要者に対しては個々の企業で様式や注意事項を中国語に翻訳して需要者に示し、そのうえで和文若しくは英文の様式に署名を取得しているものの、輸出者、需要者双方にとって公的な中文の様式や注意事項があれば、不安なく説明、署名できるものと考えます。
- 2) 中文の様式については、需要者への説明にのみ使用することとし、署名は和文または英文の様式で取得すれば誓約書上の記載事項に関し貴省、輸出者及び需要者間で理解に齟齬が生じることも無いと思われまます故、是非とも様式及び注意事項の中国語版を設けて貴省のホームページに掲載いただけますよう要望します。

6. 炭素繊維の追加的誓約事項に関する事前同意不要の場合の明確化（要望）

1) 個別許可を使って炭素繊維を中国向けに輸出し、その輸出先等がプリプレグに加工し、再販売することが予め判明している場合、申請内容明細書の「6. 需要の概要」別紙に予定販売先を記載すれば、その販売先に売る場合に事前同意は不要であることが貴省の見解として示されています。

（なお、当然のことながら、当該プリプレグが非該当の場合は、事前同意の対象外であることも示されています。）

2) ただし、「最終用途誓約書」（様式2(2-17)）の第3節(f)追加的誓約事項の箇所には「ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製、貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々は、第1節(a)で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。」とあり、予定販売先は誓約書上では明確ではありません。（添付5：現行の誓約書参照。）申請内容明細書と合わせて読むことで、予定販売先に販売又は再輸出する場合、事前同意が不要であると解釈していいということになっています。（提出書類通達別記1(ク)(4)参照）

しかしながら、そのような解釈は、少なくとも提出書類には明示的には規定されておらず、需要者や輸出者の担当者が変更になったときに、そのような解釈が引き継がれず、予定販売先に販売又は再輸出するにしても事前同意を求めなくてはならないというように錯覚する懸念があります。誓約書は誤解のないようにしておく必要があります。

誓約書の（様式3）の場合は、別記2誓約書の記載要領の「4 追加的誓約事項」の①最終需要者が確定していない場合であって予定又は想定する販売先を特定できる場合として、「[予定された又は想定される最終需要者]にのみに販売されます。ここに示した販売先に再販売又は再輸出するときには事前同意の対象としません。」という事例が示されています。

したがって、（様式2）の誓約書でも「予定販売先名」を明記し、「・・・（予定販売先名）以外の国内の第三者に移転又は再輸出しません。ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製の所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出するとき、また貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用権を上記予定販売先以外の国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々は、第1節(a)で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。」とするように提出書類通達又はQ&Aで明確にすることを要望します。（添付6：修正案誓約書参照）

以上

需要者名

通知書兼確認書（案）

下記の通り、既にご説明した「最終用途誓約書に係る注意事項」を良く理解し、その遵守を宜しくお願いします。これにより、旧誓約書の第一節で記載した当該貨物の再移転、再販売をする場合、（日本の輸出者の）事前同意を得るという誓約にもかかわらず、（日本の輸出者）から本通知を受けた日以降の当該貨物に関して、やむを得ず再輸出する又はストック販売による再販売の場合のみ、経済産業省から義務を課された（日本の輸出者）の書面による事前同意を得る扱いとさせていただきます。

記

以上

我々は、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」を理解したうえで、署名します。

会社／組織の代表者又は権限委任されたものの署名

日付け

新誓約書への切替え潜在件数リスト(2014年7月時点)

添付2

#	社名	全件数	国・地域別												
			中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	フィリピン	インドネシア	インド	メキシコ	イスラエル	その他
1	A	900	300	100		300	30	150			20				
2	B	16	16												
3	C	410	150	135		15	20	15			75				
4	D	18	13			5									
5	E	37	37												
6	F	185	170	3			8	4							
7	G	1,519	787	63							399		27	243	
8	H	223	165	6		17	11			1	6	13	3		
9	I	29		17				5			5		2		
10	J	1,276	627	135	27	88	89	169		38	56	3	23	1	20
11	K	662	428	56	6	92	4	17	14	1	31	1		12	
12	L	301	300		1										
13	M	400	300												100
14	N	228	42	149	2	7		3						25	
15	O	112	9			93			7		3				
16	P	95	4			11					75	1	1		3
17	Q	80	39	4		21		1	1	4	3	1			6
18	R	1,140	730	100		50	160	60			20	10			10
19	S	154	74	19		36		12		13					
20	T	583	387	47	6	40	27	10		24	5	6		27	4
21	U	2,476	899	277	4	134	191	106	25	68		508	51	164	49
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
合計		10,844	5,477	1,111	46	909	540	552	47	149	144	1,096	75	262	435
占有率(%)			50.5	10.2	0.4	8.4	5.0	5.1	0.4	1.4	1.3	10.1	0.7	2.4	4.0

旧誓約対象件数が5件以上のユーザ別旧誓約書割合一覧添付3-1
A社の場合
調査対象案件：1995年1月1日～2014年12月31日の出荷分

仕向地 タイ

需要者	誓約対象件数	うち旧誓約書件数	旧誓約書割合
1	48	35	73%
2	23	23	100%
3	20	20	100%
4	17	6	35%
5	16	16	100%
6	13	13	100%
7	12	12	100%
8	10	10	100%
9	10	4	40%
10	10	10	100%
11	9	9	100%
12	9	9	100%
13	8	8	100%
14	8	8	100%
15	8	8	100%
16	8	8	100%
17	8	8	100%
18	8	0	0%
19	7	7	100%
20	7	7	100%
21	7	7	100%
22	7	7	100%
23	6	6	100%
24	6	5	83%
25	6	6	100%
26	6	6	100%
27	6	0	0%
28	5	3	60%
29	5	5	100%
30	5	5	100%
31	5	5	100%
32	5	5	100%

仕向地 マレーシア

需要者	誓約対象件数	うち旧誓約書件数	旧誓約書割合
1	12	12	100%
2	12	12	100%
3	7	7	100%
4	7	7	100%
5	6	5	83%
6	6	6	100%
7	5	5	100%

仕向地 インドネシア

需要者	誓約対象件数	うち旧誓約書件数	旧誓約書割合
1	40	33	83%
2	37	11	30%
3	15	15	100%

4	15	15	100%
5	14	14	100%
6	13	6	46%
7	13	13	100%
8	12	12	100%
9	11	11	100%
10	10	5	50%
11	10	10	100%
12	8	8	100%
13	8	8	100%
14	7	7	100%
15	6	6	100%

旧誓約書の件数等－B社の場合

1) 旧誓約書のままの件数

中国 : 758件

インド : 386件

シンガポール : 99件

2) その内、旧誓約書数4件以上保有する同一エンドユーザ数

中国 : 9社

インド : 19社

シンガポール : 6社

3) さらに、その内、旧誓約書数8件以上保有する同一エンドユーザ数

中国 : 3社

インド : 7社

なお、同一ユーザで旧誓約書を50件以上や20件以上保有しているケースもあります。

以上

供給者名（輸出者名）

最終用途誓約書

第1節：貨物等

	名 称 (型式)	輸出年月 (契約番号)	使用場所(住所)	E L 番号
1	マシニングセンタ (AB-1000)	2010年3月 (×××-○○○)	××× THAI	××-

第2節

(a) 我々は、第一節で記載した当該貨物の再移転、再販売をする場合、(日本の輸出者の) 事前同意を得るといふ誓約にもかかわらず、(日本の輸出者) から連絡を受けた日以降の当該貨物に関して、やむを得ず再輸出又はストック販売の再販売をする場合のみ、経済産業省から義務を課された(日本の輸出者) の書面による事前同意を得ます。

(b) 我々は、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」を理解したうえで、署名します。

会社／組織の代表者又は権限委任されたものの署名

日付け

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等 (貨物, ソフトウェア, 技術)

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー)	(b) 数量/重量
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 _____
- (b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
- (c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります/で消費されます。
- (d) 我々 (私) は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名) の書面による事前同意を得ます。
- (e) (上記の貨物等が技術を含む場合—口はい), 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
- (f) 追加的な誓約事項等: 我々 (私) は、第2節に示す貨物等、その複製、貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出しません。
ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製、貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々 (私) は、第1節(a)で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。
- (g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であつて当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者/社に移転されるものとします。
- (h) 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等 (貨物, ソフトウェア, 技術)

- | (a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー) | (b) 数量/重量 |
|---|-----------|
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 _____
- (b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
- (c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります/で消費されます。
- (d) 我々 (私) は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名) の書面による事前同意を得ます。
- (e) (上記の貨物等が技術を含む場合—口はい) , 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
- (f) 追加的な誓約事項等: 我々 (私) は、第2節に示す貨物等、その複製の所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出しません。また、貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用権を (予定販売先名) 以外の国内の第三者に移転又は再輸出しません。ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製の所有権・使用権を国内の第三者に移転又は再輸出するとき、また貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームについてはその所有権・使用権を上記予定販売先以外の国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々 (私) は、第1節(a) で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。
- (g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者/社に移転されるものとします。
- (h) 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名、(ブロック体) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)